

身体的拘束等の適正化のための指針

アサヒケアサービス株式会社

適用事業所：グループホーム安らぎ、グループホームさくら及びグループホーム三雲（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・共用型認知症対応型通所介護）、ケアプランセンターあさひ（居宅支援事業所）

発行日：令和8年9月16日

改訂版：第2版

1. 目的

本指針は、アサヒケアサービス株式会社（以下「法人」という。）が運営するグループホーム安らぎ、グループホームさくら及びグループホーム三雲、ケアプランセンターあさひ（以下、それぞれを「事業所」という。）において、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束等の廃止に向けた取組を組織的に推進するため、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）及び同解釈通知に基づき、身体的拘束等の適正化に関する基本的事項を定めるものである。

2. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

2.1 基本理念

身体的拘束等は、利用者の生活の自由を制限するものであり、身体的・精神的・社会的な弊害を伴う。事業所は、利用者一人ひとりの尊厳ある生活を支えるため、職員全員が身体的拘束等の弊害を理解し、**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないケアの実現**に取り組む。

2.2 身体的拘束等の定義

本指針における「身体的拘束等」とは、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。具体的には、次のような行為が該当する（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」等による例示）。

No.	身体的拘束等に該当する行為の例
①	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
③	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
④	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

No.	身体的拘束等に該当する行為の例
⑤	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
⑥	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
⑦	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
⑧	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
⑨	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
⑩	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
⑪	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

上記は例示であり、これらに限らず、利用者の行動を制限する行為（センサーマット等の機器を行動制限の目的で用いる場合を含む）は、身体的拘束等に当たるかどうかを委員会で検討する。

2.3 緊急やむを得ない場合の3要件

利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合とは、次の3要件を**すべて**満たし、かつ、その確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。

要件	内容
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体的拘束等が一時的なものであること

2.4 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の原則

- 身体的拘束等を行うかどうかの判断は職員個人では行わず、2.3の3要件を満たすかを管理者を含む複数の職員（原則として身体的拘束適正化検討委員会）で確認し、組織として決定する。
- 身体的拘束等を行う場合は、事前に、利用者本人または家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、時間・時間帯、期間等を説明する。やむを得ない事情により事前の説明が困難な場合は、実施後速やかに説明する。
- 身体的拘束等を行う場合は、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録する（基準省令上の記録義務）。
- 実施中は常に観察・再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

2.5 日常ケアにおける基本方針

- ・ 利用者の身体・精神状態、生活歴、行動の背景をアセスメントし、行動の理由に着目したケアを行う。
- ・ 「起きる」「食べる」「排泄する」「清潔にする」「活動する」の基本的ケアを充実させ、身体的拘束等を必要としない状態をつくる。
- ・ 転倒・転落等のリスクは、環境整備、見守り体制、福祉用具の工夫等により軽減を図る。
- ・ 身体的拘束等に準ずる不適切なケア（言葉による行動制限、スピーチロック等）も行わない。

3. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

3.1 委員会の設置

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「委員会」という。）を、法人が運営する事業所の**合同委員会**として設置する。
- ・ 委員会は、高齢者虐待防止のための委員会と**一体的に設置・運営**する（名称：身体拘束・虐待防止委員会）。ただし、議事録上は身体的拘束等の適正化に係る検討事項を区分して記録する。
- ・ 委員会は、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員など幅広い職種で構成し、構成員の責務及び役割分担を明確にする。各事業所の委員は別表のとおりとする。
- ・ 必要に応じて、精神科専門医等の専門家や第三者を活用するよう努める。
- ・ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。この場合、個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス等を遵守する。

3.2 開催頻度

区分	開催時期
定期開催	3 か月に 1 回以上（原則として 4 月・7 月・10 月・1 月）
臨時開催	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う判断が必要なとき、身体的拘束等の実施・解除時、その他委員長が必要と認めたとき

3.3 委員会の検討事項

- ・ 身体的拘束等について報告するための様式の整備
- ・ 介護職員その他の従業者が、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、様式に従って報告すること
- ・ 報告された事例の集計・分析
- ・ 事例の分析に当たり、発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること

- ・ 報告された事例及び分析結果の従業者への周知徹底
- ・ 適正化策を講じた後の効果の評価
- ・ 研修計画の策定、本指針及び関連マニュアルの見直し

3.4 結果の周知

委員会の検討結果は議事録にまとめ、各事業所において回覧・朝礼・申し送り等により**全従業者（共用型デいの従業者及び非常勤職員を含む）に周知徹底**し、周知した記録（回覧の確認欄等）を残す。

3.5 身体的拘束等適正化担当者

委員会の運営及び事業所における身体的拘束等の適正化の推進を担う専任の担当者を、事業所ごとに置く（別表）。担当者は、高齢者虐待防止担当者と兼務することができる。

4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 委員会が作成した研修プログラムに基づき、全従業者を対象に、**年2回以上**の定期研修を実施する。
- ・ **新規採用時**には、必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
- ・ 研修内容は、身体的拘束等の弊害、3 要件と手続き、代替ケアの方法、事例検討、本指針の周知等とする。
- ・ 研修は集合研修のほか、動画視聴等の方法によることができる。欠席者には別途フォローを行う。
- ・ 研修の実施日、実施方法、参加者、講師、内容、使用資料を記録し、保存する。

5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施した場合、職員は所定の報告様式により、管理者及び身体的拘束等適正化担当者に報告する。
- ・ 身体的拘束等に該当するおそれのある行為や、不適切なケアに気づいた職員は、速やかに管理者または担当者に報告する。
- ・ 報告された事例は委員会で分析し、再発防止・代替策の検討に活用する。
- ・ 報告は、職員個人の責任追及を目的とするものではない。報告したことを理由とする不利益な取扱いを行わない。
- ・ 3 要件を満たさない身体的拘束等は、高齢者虐待（身体的虐待）に該当する。その疑いがある場合は「高齢者虐待防止のための指針」に基づき対応し、市町村への通報を行う。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

段階	対応内容	担当
①検討の要請	身体的拘束等が必要と思われる状況が生じた場合も、その場で実施せず管理者へ報告する	現場職員
②組織的検討	委員会（緊急時は管理者・計画作成担当者・看護職員等の複数名）で3要件の該当性と代替方法を検討する	管理者
③計画への位置づけ	実施する場合は、方法・部位・時間帯・期間・解除の目安を定め、介護計画に記載する	計画作成担当者
④説明	本人・家族に内容・目的・理由・時間・期間等を説明し、理解を得る（事前が困難な場合は事後速やかに）	管理者
⑤実施・記録	態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由、観察内容を記録する	実施職員
⑥再検討・解除	毎日再検討し、要件に該当しなくなれば直ちに解除する。解除の経過も記録する	管理者・担当者
⑦委員会報告	実施から解除までの経過を委員会に報告し、適正性を検証する	担当者

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は事業所内に備え付け、利用者・家族等がいつでも閲覧できるようにする。
- ・法人ホームページに掲載し、誰でも閲覧できるようにする。
- ・契約時に、重要事項説明書により身体的拘束等の適正化に関する事業所の取組を説明する。

8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・**共用型デイ（共用型認知症対応型通所介護）における取扱い**：利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わないこと、及び実施時の記録の義務は、共用型デイにおいても同様である。共用型デイで身体的拘束等が生じた場合も、本指針の手続きに従い委員会に報告する。
- ・身体的拘束等の適正化の措置（委員会の開催と結果の周知、指針の整備、定期的な研修、実施時の記録）が講じられていない場合、認知症対応型共同生活介護には身体拘束廃止未実施減算が適用されることを踏まえ、管理者は毎月、措置の実施状況を確認する。
- ・本指針は「高齢者虐待防止のための指針」と一体的に運用する。
- ・身体的拘束等に関する記録（実施記録、説明の記録、委員会議事録、研修記録）は、その完結の日から5年間保存する。
- ・本指針は、委員会において年1回以上見直すほか、法令・通知の改正時には速やかに改訂する。

附則

- 1 本指針は、令和 8 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 令和 4 年 8 月 6 日に制定した「高齢者身体拘束防止に向けた指針」は、本指針に改める。

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容	承認者
第 1 版	令和 4 年 8 月 6 日	「高齢者身体拘束防止に向けた指針」として制定	
第 2 版	令和 8 年 9 月 16 日	名称を基準省令に合わせ「身体的拘束等の適正化のための指針」に変更。解釈通知の記載事項（基本的考え方、委員会等の組織、研修方針、報告方策、発生時対応、閲覧、その他）に沿って全面改訂。3 要件・事前説明・記録事項を明記。委員会を法人合同かつ虐待防止委員会と一体的に運営（3 か月に 1 回以上）、研修を年 2 回以上＋新規採用時と明記。共用型デイの取扱い、担当者（別表）を追加。旧版にあった虐待対応の流用記述（通報・行政報告）を整理。統一フォーマット採用	

別表 事業所別情報

項目	ケアプランセンター あさひ	グループホーム 安らぎ	グループホーム さくら	グループホーム 三雲
所在地	京都市伏見区深草西 浦町二丁目 96	京都市西京区御 陵谷町 29-2	京都市西京区大 枝中山町 2-41	滋賀県湖南市三 雲 69-3
管理者	水囊由子	阪部珠乃	阪部珠乃	白井康之
記録の保管場所	クラウド内	クラウド内	クラウド内	クラウド内

※サービス種別（各事業所共通）：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・共用型認知症対応型通所介護

※委員会の名称・形態：身体拘束・虐待防止委員会（法人合同・一体的開催）